

消防予第 178 号
平成 9 年 11 月 10 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

消防用設備等の非常電源として用いる自家発電設備の 出力算定の一部改正等について(通知)

消防用設備等の非常電源として用いる自家発電設備の出力算定については、「消防用設備等の非常電源として用いる自家発電設備の出力算定について」(昭和 63 年 8 月 1 日付け消防予第 100 号。以下「100 号通知」という。)により運用願っているところである。

今般、ガスエンジンを使用した常用防災兼用発電設備の増加、多様化している高調波発生負荷機器に対応するため、100 号通知の一部を別記のとおり改正することとした。

貴職におかれては、下記事項に留意のうえ、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。

記

1 主な改正事項

(1) 原動機の出力計算用諸元値にガスエンジンを追加し、ガスエンジンを用いた自家発電設備の出力算定方法を明確化したこと。

(2) 許容逆相電流出力係数を求める際の計算式の一部を変更し、多様な高調波発生機器への対応を可能としたこと。

(3) その他、所要の規定の整備(計量単位の国際単位系(SI)への整合、用語の整理、諸元値の一部見直し等)を行ったこと。

2 運用上の留意事項

(1) 出力算定の際に用いる各諸元値については、一般的に使用されているものを掲げたものであること。また、公的な機関等の特殊設計・仕様等により指定された諸元値であってその値が保証されているもの又は製造者により保証されているものにあっては、その旨を明らかにしたうえで当該値を用いることができるものであること。

(2) 既存の自家発電設備の出力については、消防用設備等に係る負荷出力の変更があった場合等の機会を捉え、改正後の 100 号通知により出力の見直しを適宜行うことが望ましいこと。

(3) 社団法人日本内燃力発電設備協会では、100 号通知の円滑な運用に資することを目的として、「自家発電設備の出力算定ソフトウェア」を作成し関係者に提供しているところであるが、今般、改正後の 100 号通知に適合するようバージョンアップしたもの(ソフト・バージョン 3)を作成したところであること。この出力算定ソフトにより計算された自家発電設備の出力の算定結果については、100 号通知に適合しているものとして取り扱ってさしつかえないものであること。

なお、従来から使用されている同協会の出力算定ソフトウェア(ソフト・バージョン 1 及びソフト・バージョン 2)により計算された算定結果についても、引き続き 100 号通知に適合しているものとして取り扱ってさしつかえないものであること。

別記〔略〕